

# 北海道商工業振興審議会 第2回商業活性化部会 議事録

日時：平成29年9月5日（火）14:00～16:00  
場所：道庁本庁舎9階 経済部1号会議室

## 1 開会

### ■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

ただいまから北海道商工業振興審議会 第2回 商業活性化部会を開会いたします。委員の皆様には、前回から1ヶ月ほど経過した中、御出席いただき誠にありがとうございます。私は、北海道経済部地域経済局中小企業課地域商業担当課長の齊藤です。よろしくお願いいたします。

本日は、委員9名中7名の御出席をいただいております。委員の過半数が出席しておりますので、北海道商工業振興審議会条例施行規則第2条第2項の規定により、本部会は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日が二回目の部会ではございますが、前回御欠席でした石本委員が今回初めて出席となりましたので、御紹介させていただきます。北海道商工会連合会理事の石本留美子委員でございます。

（石本委員が自己紹介）

### ■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

そのほかの出席者は、オブザーバーも含め、出席者名簿で御確認いただきたいと思います。

なお、第1回部会でもお話ししたとおり、本日の部会におきましては、道が定める「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」に従い公開とし、議事録も北海道のホームページ等で閲覧に供しますことを御承知お願います。

議事に入る前に資料の確認をします。次第、出席者名簿、配席図、資料1から資料3、参考資料1となっております。

## 2 挨拶

### ■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

開会に当たり、経済部地域経済局長の尾形から御挨拶申し上げます。

### ■経済部 尾形地域経済局長

経済部地域経済局長の尾形でございます。私から開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

8月の第1回部会に引き続きまして、江頭部会長をはじめ、委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、日ごろから、本道商業の振興につきまして、格別の御協力をいただいておりますことに、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。本日は、前回御欠席された石本委員にも御出席いただいております。御専門の立場から忌憚のない御発言をいただければと考えております。

本日は、前回御議論いただいた中で、引き続き審議することとなりました。条例施行規則、地域貢献活動指針、新たな地域商業活性化方策の3点につきまして、前回の御議論を踏まえて事務局の方で様々な検討を加えまして、その結果や改正案について説明申し上げ、それに対して委員の皆様から御意見、御審議いただくこととなりますので、活発な御発言をお願いいたします。

8月31日には、国の概算要求が公表されまして、まだ詳細は明らかになっておりませんが、商業関係では、商店街が行う全国モデルとなる新たな取組を創出するために、商店街を「生活支援型」、「エリア価値向上型」、「観光型」といった三つに類型化いたしまして、規模やステージに合ったきめ細かな支援を実施することなどが、盛り込まれております。

道といたしましても、国、市町村、地域関係者と緊密な連携を図りまして、条例の目指す姿に沿った施策を推進してまいりたいと考えております。委員の皆様には、本道における地域商業の活性化のために、格段の御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

それでは、ここからの進行は、江頭部会長をお願いしたいと思います。

3 議事

(1) 北海道地域商業活性化に関する条例施行規則について

■江頭部会長

それでは、本日の議事に入ります。本日は、次第にありますとおり、前回の部会からの継続審議となった、3つの議題を予定しております。

まずは、一つ目の議題ですけれども、「北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則について」です。前回の部会において、各委員から活発な御意見をいただきました。それを再度検討して、事務局案が作成されたとのことですので、事務局より御説明をお願いします

(資料1に基づき説明)

■江頭部会長

特定小売事業施設の基準面積については、条例制定前後の出店傾向を比較したところ、「千～2千㎡以下」の出店が増加していますが、条例の対象となる「6千㎡超」の施設は同程度の出店であり大きな変化はありませんでした。条例の対象外である「千～6千㎡以下」の店舗面積の施設においても、立地に際しての問題が生じていないことなどから、検討結果として現行の「店舗面積6千㎡」が妥当との判断に至ったとのことでした。

しかし、現場で働いている方の実感としては、大型店とのかかわりが薄いと感じられており、条例の基準面積の問題よりも、条例の理念を実質化するプロセス、中身の問題ではないかということで、実効性を確保するための取組をもう少し力を入れてやっていきたいということです。地域貢献活動指針や実施を促す取組を道の方で行うということで、その際には、地元の商店街と商工関係団体、市町村等と綿密に意見交換を行って、大型店の担当者、若しくは大型店そのものとの交流をいかに具体的にして、大型店舗が地域のことを考えてくれているということが実感できるような形にする。さらに、大型店以外にも積極的に働きかけて、参加を促していくという内容だと思えます。

また、届出様式に関しましても、必要最小限の内容で、過剰になっておらず、不具合もない、届出者からも不満が出ていないということで、検討結果は現行どおりとしています。

「基準面積」、「地域貢献活動の推進に向けた新たな取組」、「届出様式」の3点について、事務局案が示されました。まず基準面積を現行どおり「店舗面積6千㎡」とすることについて、御意見、御質問を伺いたいと思います。

■島口委員

説明の意図は十分理解しました。資料の2「地域貢献活動の推進に向けた新たな取組について」に地域貢献活動の推進に向けた表現をしっかり加えていただいて、6千㎡以下の大型店に対してもきちんと配慮いただいた内容で、一歩進んだ、十分理解できる内容だと思います。ただ、この条例は、出店を規制するものではなく、地域と一緒にやっというものが主体の条例でありますので、私としては基準面積は少し小さくてもいいのかなと思います。決して出店を縛っているものではなく、一緒にやりましょうということを表している条例であるので、もう一歩踏み込んで基準面積を小さくするというのも一つあるのではないかと考えます。せっかく新たな取組という形で指針を出していただいたんですが、前回も申し上げたとおり、6千㎡ということで妥当と決めた場合、これは店舗面積6千㎡超の業者のためのものであるという認識でとらえられるんです。例えば、「地

域貢献活動推進に向けた新たな取組（6千㎡以下も含む）」とか、そういう表現を入れていただければ、これは全員がやっていることなんだなど、企業努力として、そういうものを道からきちんとメッセージとしてうたえるということで、そういう表現を盛り込んでいただければありがたいと思います。

#### ■石本委員

私が住んでいる当別町は、人口が1万6千人くらいですが、大型店舗は1店舗です。最近出店しているのがドラッグストアで、薬だけではなく、酒、タバコ、弁当などの品揃えになっています。そして、商業者、商工会に対して、出店するという表明がありません。「出るんだって」と聞いて、「えっ、いつ?」と言っていたら、もうできています。それはそれでいいんですが、大きい店も小さい店も、商店街を形成している者であれば、地域貢献だとか、町の活性化のために、我々商業者も元気になって、その元気が伝われば、町も元気になって、最終的には自分たちに戻ってくるということであるようなイベントやったりしているんですが、こういう店舗さんは一切イベントに参加しないんです。だから、店舗面積が6千㎡以下だから地域貢献しなくていいということではなくて、新規に出店した場合には、イベントなどを地域と一緒にやってくださいというのを盛り込んでくれれば、大変ありがたいと思います。

#### ■江頭部会長

私のゼミの卒業生がドラッグストアの店長をやっているんですが、大体3年おきに各店舗を転々としているんですが、普通にやっていたら地域に馴染めないし、根付かないというのが問題の起きる一つの原因だと思います。3年おきに各店舗を回されている人が地域にどう入っていけばいいのか、本人たちもわかっていない状況だと思います。ですから関係者が一堂に会するような場をあらかじめ設定して、地域の人たちが何を考え、何をしているのか聞くのを促すというのは非常に重要なことではないかと思います。地域貢献活動の推進に向けた新たな取組で、チェーン店やドラッグストアなど、店舗面積にかかわらず、確認していただけるというのは重要だと思います。

事務局から追加の説明等がありますか。

#### ■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

条例では、面積にかかわらず、事業者の責務、小売事業施設設置者の責務、あるいは商店街など商工関係団体の責務として、地域貢献活動を積極的に行うものとするとうたっています。ただ、条例で店舗面積6千㎡超の特定小売事業施設に地域貢献活動計画書の提出を課していることから、6千㎡超の大型店しかやらなくていいのではないかという認識があるのかもしれませんが、道としては、条例で店舗面積に関係なく地域貢献活動を積極的に行ってくださいとうたっています。条例が出来てから5年経ちますが、前回の部会で、島口委員の方から、大型店が地域貢献していただけないとか、地域の商店街組織に入ってくれないという話がありましたので、提案させていただいた「地域貢献活動の推進に向けた新たな取組」を追加しています。

#### ■江頭部会長

事務局の方から大店立地法の話もありましたが、同法を所管されている道経産局さんもオブザーバーで出席されています。佐藤課長、何か御意見等ございますでしょうか。

#### ■佐藤オブザーバー

地域貢献については、面積にかかわらずということでお話が進んでいるのかとは思いますが、この条例が制定された5年前にも大店立地法との関係で、元々ある法規制に、都道府県が上乗せで規制を加えているのではないかと懸念されるということで、経済産業省からもいろいろ聞かれたという経緯がありました。そういった経緯を踏まえると、基準面積を6千㎡から下げるとするのは現実的ではないと考えます。大店立地法の趣旨を御理解いただいて、その趣旨に基づいてやっていただきたいと思います。一方で、地域貢献に関しては、大店立地法の運用に当たっては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」という指針を定めていまして、その中で、「大型店だけではなく、法運用主体、立地市町村、地域の住民とその他の関係者が連携して、それぞれ

の立場から積極的な貢献を行って、まちづくりのための多面的、総合的、継続的な取組が推進されることを強く期待する」という文言がありまして、それに基づいて、事業者団体でもガイドラインを作成していたりするところもありますので、今後それは引き続き取り組んでいかなければいけないことだと思います。先ほど、尾形局長の方から御紹介がありましたが、来年度の商業関係の施策においても、商店街の実態に合わせた支援策ということで、ステージだとか、商店街の役割だとか、そういったものに合わせた施策を検討しているところでもあり、そこを検討する中で、これからの商店街というのは、商店街のことだけを見るのではなくて、まちづくりの観点からいろいろな方々が真剣に考えて施策を考えることが必要だと言われています。地域貢献の活動指針に基づき、活動指針の周知を図っていただいて、実効性のあるものにすることが重要だと思います。

#### ■江頭部会長

大型店が地域貢献をしないわけではないと思いますが、地域に来たことがない、本部の人が考えた地域貢献活動になってしまっているのではないのでしょうか。実際に地域に行き、地域の人たちと話をし、地域の人たちがどういうまちづくりにしたいのか、どういう地域貢献をしてほしいのか知っていただいた上で地域貢献活動をしてもらうというのがポイントではないかと思っています。そのための場に顔を出していただいて、実質的な良いものを作ってもらうというのが一番重要なことではないかと感じています。いろいろな地域貢献をしている企業を見てきましたが、地域の人と話合っただけの内容ではないものが散見され、中央発信型でやっているところなどは、地域の人たちとの意識のズレを感じます。「地域貢献活動の推進に向けた新たな取組について」でうたっていた、一堂に会する連携会議等を実施し、連携・協働を促すというところは、早い段階からやっていただくのがいいのではないかと思います。

基準面積の関係で委員から意見があったと伺っていますので、事務局よりお願いします。

#### ■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

基準面積について意見がありましたので、御紹介させていただきます。

- ・基準面積にはあまりこだわってはいないものの、面積を減少する場合は、納得できる適正な理由を示していただく必要があります。資料にあるように、出店状況を分析した結果、6千㎡以上の出店傾向に変化がないこと、また、基準面積を6千㎡にすることによる弊害も特に見られていないといった現状を踏まえると、変更する理由は見当たらず、事務局案に賛同します。
- ・なお、前回の部会で発言したとおり、基準面積を下げて、形式的に地域貢献活動計画を提出しても、実のある取組になるとは限らないことから、今回提案のあった新たな取組などにより、実効性を確保することの方が重要であり、当社としても、可能な限り協力して行きたいと考えます。

以上、本日欠席された相馬委員からの意見です。

#### ■島口委員

前回も申し上げたんですが、本当に大きな大型店は、我々地域に対して非常に寛容に対応いただけるという事例が多いんです。店舗面積が6千㎡を超すようなところに対し申し入れをしても、ちゃんと耳を貸していただいたり、協力していただいている事例が多数挙がっていますが、千から6千㎡以下の間にある大型店が、非協力的であるというのが現場の声です。それを踏まえてどう考えるかということが条例の議論の中で申し上げたことの全てです。現状がそういうことであると皆様に御認識いただいて、これからの施策に活かしていただきたいと思っています。

#### ■江頭部会長

6千㎡超の大型店よりも、チェーン店など千㎡から6千㎡の間の大型店の方が地域貢献活動へ非協力的など問題が多いということです。そういう大型店にも働きかけを強くしていくという「地域貢献活動の推進に向けた新たな取組」を行うということで、6千㎡を基準面積とする事務局案で賛同いただけるのでしょうか。

(意見等発言はなかった)

■江頭部会長

御異論ないようですので、この件に関しては、了承されたものとします。

ただし、出店傾向を適宜把握して、大きな変化が生じた場合には、5年を待たずに基準面積の見直しを検討するとしたいと思います。実質化のプロセスでも、いろいろな問題が出てきたら、見直しを行うことにしたいと思います。

様式について何か意見ございますでしょうか。

■島口委員

「地域貢献活動の推進に向けた新たな取組」のことをどこかに盛り込めるような、書く欄があってもいいと思います。地域貢献にかかわるということで、もう少し細かい貢献度合を示すような枠を作れないかと。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

地域貢献活動計画書の様式ですが、始めに特定小売事業施設の概要を書くことになっていまして、次に地域貢献活動の実施に関する計画について書いていただくこととなりますが、地域貢献活動の内容については、地域貢献活動指針の方で望ましい姿を示しているのも、もしその部分を含むということになるのであれば、活動指針の方に示すことになると思います。指針の方で、そういう文言を加えていく形で整理できればと考えています。

■島口委員

わかりました。

■江頭部会長

地域貢献活動計画書は、店舗面積6千㎡以下の施設設置者も提出することになるんですか。また、6千㎡以下の施設への働きかけというのは、どこで表現していただけるのですか。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

地域貢献活動計画書の提出は、店舗面積6千㎡超の特定小売事業施設です。千㎡から6千㎡以下の大型店への働きかけは、「地域貢献活動の推進に向けた新たな取組」の中の「大店立地法の届出時の対応」で、大店立地法に基づく新設の届出があった場合に、「添付書類への地域貢献活動の内容の記載あるいは計画書の添付を依頼する」としていまして、新たな事業者に対しては、条例の趣旨を含めて説明をしたいと考えています。

■江頭部会長

様式につきまして、何か御意見はありませんか。  
(意見等発言はなかった)

■江頭部会長

御意見ありませんでしたので、事務局案のとおり、届出様式については、現行どおりとします。

(2) 地域貢献活動指針改正について

■江頭部会長

続きまして、二つ目の議題で、「北海道地域貢献活動指針について」ということで、この指針は、事業者や小売事業者や設置者、商工関係団体による地域貢献活動の望ましい姿を提示しているものですが、前回の部会での御意見を踏まえて、事務局で新旧対照表を作成しておりますので、説明をお願いします。

(資料2に基づき説明)

## ■江頭部会長

新旧対照表でたたき台を整理していただきました。

今回の説明について、御意見、御質問、追加した方が良い取組等の具体例もありましたら、御意見等お聞かせください。

## ■酒本委員

取組例がたくさん出ているんですが、これは否定すべきことではないと思うんですけど、これからの商店街、特に小さな自治体、商店街というのは観光とか交流と一体的に進めなければならないと考えられると思うので、地域貢献の中でも、交流人口に配慮した、例えばインフォメーションとか Wi-Fi 機能の充実みたいなのが、求められるのではないかと考えますので、出来ればそういう、環境とか景観とかは入っているので、観光という視点も少し取組事例としてとらえられるといいんじゃないかなと。観光がいいのか交流という方がいいのか、規模によっても違う、町の性格等によっても変わると思うんですが、そういう文言を入れた方が、わかりやすいかなと思います。

例えば、まちづくりのところに、8～9ページにかけて「まちづくりへの協力」というところがありますが、この中に、書き加えてはどうか。

## ■江頭部会長

なるほど、そうですね。北海道の地域もそういう観光などのインフラ整備は非常に重要なところになってきていると思います。少なくないですね、そういうものの整備も貢献してほしいと。大きなところがやってくれた方がやりやすいかもしれないですね。

## ■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

5ページの④で、「地域の魅力を発信する取組」というところで、観光等の視点を追加するというのではいかがでしょうか。地域の魅力の発信の中には観光としての魅力も含まれますので。

## ■江頭部会長

それもいいですが、それだけではなくて、酒本委員が言われたのは、例えば Wi-Fi を整備して、地域に観光で来た人たちがシステムを利用して地域のことをその場で知ることが出来るというような取組がいいのではないかと、ということだと思ふ。インフラの整備を手伝ってほしいということですね。

私からは、やはり高齢者雇用とか、そういうことを配慮してほしいというのがあり、やはり地域はこれから高齢化が進みますので、一億総活躍ではありませんけれども、高齢化が進んでいるけれど、働ける人が働く場は非常に重要なことで、そういう意味では、前回もお話しましたが、商店街はかなりの部分で高齢者が働く場として重要な機能を持っていて、それが例えば大きなお店が来て商店街やお店が駄目になってしまったりすると、高齢者が働く場がなくなってしまう、その代わりに地域に新しく来たお店にやれっていうんじゃなくて、そういうことも配慮しながら出店計画というのも考えてほしいと思っています。商店街というのは高齢化は進んでいるけれど、元気に働かれている方が多いので。高齢者雇用というものは非常に重要なテーマになると思うんです。北海道は高齢化率が先進地でも高いですね。

あと、「地域の雇用」という部分ですけれども、これはどの程度の範囲の地域からという話になっているんでしょうか、指針として。小樽のショッピングセンターとか銭函辺りにも企業が進出しているんですけど、具体的に調べてみると、実はみんな札幌に住んでるという事例があるみたいで、地域に来たけど地域の雇用促進になっていない例というのが散見されるので、その辺の部分をもどくらいで考えているかというところを具体的に示した方が良いかもしれないです。

## ■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

高齢者の雇用とか地域という部分で、7ページの「2 地域基盤の形成・維持」というところで、一部、記載はされているんです。

## ■江頭部会長

「地域や道内からの雇用」、これは当然の、地域という考えだと思うんですけど。

## ■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

先ほどの銭函とか、札幌に近いということもあるんですけど、必要な人数が小樽だけでは確保できないので、どうしても札幌、ただ札幌の場合通勤が不便なのでバスを出したりという話は企業誘致の時に聞いたことはあるんですが、本当は地元の人を雇用したいという意識はあるはずなんです。ただ地元で確保できないと、どうしても範囲を広げて、通勤できる範囲でとなってしまうので、地域を限定というのは、なかなか。

## ■江頭部会長

従業員の居住区域を拘束するというのはやはり難しいとは思いますが、ただ、地域で人が確保できないほど地域の労働の供給が逼迫していれば、それはそれで問題ないですが、やはり地域では雇われていないという意識があって、結果として地域から若い労働力が中心部の大きな都市へ抜けてしまっているという意識があって、産業誘致をすれば何とか雇用の確保ができるはずだと言う人も一方ではいるんですが、実際は、企業を誘致しても実は雇用の確保につながっていないという事例があるので、そういうことも、本当は実質の問題として非常に重要な問題だと思うのです。

ただ、これも、どこに住めとか強制するわけにはいかない部分はありますから、強いて言うなら、例えば、社員寮とか借り上げみたいなのを地域にやってもらって、若い従業員とかそういう方々には地域に住んでもらうことを促すとか、そういう方策なんかも、外から地域に人を呼べるようなものも方策としてはあると思いますので、そういう部分もあるので、考慮していただければと。

## ■矢島委員

4ページの「第4章 地域貢献活動の望ましい姿」の(2)で、「商店街、商工会議所、商工会、住民等との意見交換の場を設置する」、これはこれで結構だと思います。この際の地元というのは例えば町内会などを想定してるのかなと思うんですが、企業にとって最も気にしているのは消費者の声なんですよね。これはもう言われなくても企業はやっていて、例えば、いろんなアンケート調査とか消費者ニーズとかもやっている訳で、むしろそういうことを逆手にとって消費者との対話っていうことを入れたらいいのかなと思います。

そのことは最初の議案の中で、新たな取組の中で、ここではいわゆる住民という言葉は出てこないんですが、商店街、商工関係団体、市町村が一堂に会するとあって、ここにはやはり消費者とか住民とかいうのが真っ先に出てきた方がいいのかなと、今これを見ていて感じたことです。別にここで何か文章を直してほしいということでもないのですが、そういうことを念頭に置いていただきたいというのが、消費者団体の代表としているものですから。

## ■江頭部会長

実際に、消費者の声が一番聴くでしょうし、消費者団体の代表が出てくると、企業は真面目に作るんじゃないかと思いますね。これは文章に加えてください。

## ■島口委員

3ページの一番上に、条例に基づいて、実際の報告書の中でのアンケートがありまして、会議所・商工会が71.9パーセント、商店街の加入が36.4パーセント、町内会の加入が22.6パーセントという、これが実は一番、私としては条例の問題点だと思ってまして。私どもの街なんですけど、「会議所に加入したのもう地域貢献は終わったので、地元の商店街には加入しなくていい」と実際に言われた事例の報告がありまして、現実的にこれがアンケートにも出ている訳です。そういうことを何とか、今回の中で改善を図るべく、実際に地域貢献活動の中で、ありがたいことに「地元商店街」という言葉を入れていただいたということでは一步の進化ではあるのですが、ただ、出店業者さんから見ると、会議所と同列に商店街がないと、上に入ればそれが大分類でおいまいたというふうにとらえられたら困るものですから、「商工関係団体の皆さん」というふうの一つに括られますと、私どもこれ以上進めないということがあるので、商店街という言葉と同列までに上げていただ

きたいというのが一つであります、これは全部のところと言う話なんです。

また、もう一つ、アンケート調査で出た町内会の加入22.6パーセント、これをどう考えるかというのが大事な話でして、現状的に、札幌市内の中堅のある出店業者が、町内会費を一切払わないと。昔、住宅街でございまして、町内会が全然まかりならんという事例が数多く報告されているんです。

商店街と町内会は一体として形成してるケースが多いんですけど、町内会の加入率の低下というのは地方自治の最たるものを破壊しかねないということでは、これをどう考えるかということでは、どう盛り込むかということ、ここは商業の条例でそこまで踏み込む必要があるのか、それとも一文だけでもきちんと、地域の商業者の団体含め商店街に加入するのであれば町内会にも入って地域の貢献を一緒にやろうというふうなメッセージを出すのかという、大事な分野かなと思います。

ただ、この性格上、町内会という言葉をごとまで盛り込むのかどうかというのは、難しい案件だとは思いますが、このアンケートを見る限りは、全く町内会には貢献してないということがはっきり出てますので、こういうメッセージをどうとらえるかということに對しましては、一考の余地があるんじゃないかということとございまして。そういう意味では今の2つ、同列の商店街という名前の上位への出し方、町内会にもどう考えるかということに對して、御議論いただけたらと思います。以上です。

#### ■江頭部会長

商店街に対しては、割と頑なに入らないというところがありますよね。小さな企業ではお金が余りなくて、商店街の会費が払えなくてというならわかるんですけど、大きなところで、割とはっきりと商店街組合に入らないということが小樽ではあるんですけど、根本的な理由というのは何かわかりますか。

#### ■島口委員

過去には、商店街は飲み食いだけをしてて何も活動してないじゃないかと言われた事がございまして。そういう事例も過去にはありましたが、今の商店街はそのようなことは有り得ません。飲食ばかりしている訳ではなく、地域でどうやろうかということ。ちょっと時代錯誤が多い、その古い印象をお持ちの方の払拭がまだ出来ていないということがありまして、これが一つの理由でございまして。

あとは、例えば、お金を月々3万円払います、これがどう地域に貢献されているのですか、具体事例を出してくださいというふうな、地域活動ってそういうものじゃないって、その認識がとれていないんですね、日々の地域のつながりとか、お祭りの運営とか、そういうものの中で、その3万円の明細を出せっていうのは難しい問題です。それに対して費用対効果を出せということに商店街は苦勞する部分がありますので、そういう意味では、私たちの活動を理解してほしいってところから始まると、大抵は納得していただけます。

ですので、お互いの歩み寄りが大事であるということでは、決して相手が悪いだけでなく、うちも悪いところはあった、それを正すということ、今、一生懸命やっている最中です。そういうところでは、そういう場がほしいということで、今回、そう表現されていることはありがたいということとです。

#### ■江頭部会長

この部分、先ほど言われたところで、町内会となってくると、大きなお店がどうやって入るかというイメージがよくわからない。商店街ならわかるんですけど。少なくとも商店街に進出してくるとなると、商店街と一緒に何かをやるというのは必須だと思います、商店街の方としても。ただイベント、各種行事などの地域づくりへの参加というのは非常に大きいというのは要望として出ているんですけど、これは実質的に上手くできているところの事例というのは、あるんでしょうか。

#### ■石本委員

大きな市とかなら、確かに町内会に入っていないというところもあるかもしれないですけど、小さな町や村でしたら、お店イコール住宅ですから、商店街を結成していても、結局、町内会に入っ、商店街のお金も払って、商工会のお金も払って、3つ払っている訳です。ですから、この町内



会の加入22.6パーセントっていうのは、結構大きな町のことでないかなと思っています。そこに店舗はあるけども、通いとか。住んでいる人だったら、入っているような気がしますけど、どうでしょうか。

■江頭部会長

小樽の中心市街地の商店街は、みんな住んでいないですね。

■矢島委員

小さい町なら、入らないと商売ができないですからね。

■江頭部会長

これは、町内会がちゃんと機能していることを前提で取っているんですか。機能していないところもあって、例えば郊外型なんかは典型的ですけども、住民がきちんと組織化されてなかったところに店舗が出て、その町内会には入らなくてもいいかというような状況も含めてなんでしょうか。

■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

報告書の中で町内会に加入していますという数字をカウントした数字なんですけれども、4ページの方の「地域団体、組織への加入」では、我々としては、商店街はもちろんですし、商工会とか、住民活動の基盤である町内会に入るよう努めてくださいということで、推奨してるんですけど、確かに島口委員がおっしゃったとおり、ここだけを読むと、この順番になってますというのだけ読むと、これでいいんだよと言っているかのようにとらえられかねない部分があるので、工夫しなければ、皆そうならうちも商工会だけ入れればいいのねと、誤解される部分があるかなと、あらためて思いました。実態を見たら7割が商工会に入っていて、商店街組合が36パーセントしか入っていないから、皆もそうならうちもそれでいいかと、誤解されかねないということですよ。

■島口委員

こういう現状を見て、今回の見直しでは、是としないということで、これを改善しようというメッセージを是非出すべきだということですね。せっかく、ここまでそういう見直しをされたんだったら、そういう表現をきちんと出すものと、そういう改善の文面に、ほかもついて行かないといけませんよね。

■江頭部会長

そうですね、その部分の工夫をお願いします。

そのほか、何かございますか。なければ、今回いただきました地域貢献活動に対する御意見をまたさらに反映させて再度整理して確認ということにしたいと思います。よろしくをお願いします。

(3) 新たな北海道地域商業活性化方策について

■江頭部会長

次に、議題3の「新たな北海道地域商業活性化方策について」です。前回の部会での御意見を踏まえ、事務局で整理していますので、事務局から説明をお願いします。

(資料3に基づき説明)

■江頭部会長

この取組の主体は、中小企業課、道がやるということですか。それとも地域でしょうか。

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

主体は地域の関係者です。地域関係者は資料にありますように、事業者・小売事業施設設置者・

商工関係団体・道民です。またそれぞれ役割として、事業者については地域商業の活性化に向けた積極的な取組、商工関係団体についても地域商業の活性化に向けた積極的な取組、と書いています。基本的には地域の方々が、皆さんでこのようなことをやりながら地域商業活性化に向けてやってみましょうということです。道もちろん、道の役割として、地域関係者の取組の促進ということで条例第12条ではうたっています。

#### ■江頭部会長

みんながそれぞれ関係者として一つ一つ協力しなければいけないよねというのはよくわかりますが、いつもこういうときに商店街で考えるとき、結局誰が中心になって旗を振るのかというところがいつも問題になっています。ここで記載されているように「インターネットを活用した販路拡大、働き方改革、AIやIoTの導入など」と言っても、地方にそれだけの人材や時間がある人がそうそういるわけではないです。例えば、小樽は観光客が増えていて、電子決済を導入しようという話はもちろんあるんだけど、銀聯(ぎんれん)カード一つ入れるのにも大仕事だったという件もありました。こういうものをグランドプランをきちんと立ててそれを遂行できるというところは果たしてどこにあるのか。もちろん商工会議所などは中心になってやるとは思いますけど、商店街組合はなかなか時間もないですし、規模的にもある程度大きいところがやらないといけないので、やっぱり市であったり自治体がきちんと中心的な旗振りをしないと難しいのではないのかという気はしています。

一つ一つの方策は非常に魅力的で、やったらプラスになるだろうというのがわかるんですけど、ちょっとこれを見ていて前回も思ったんですけど、旗振り役を設定できないとうまく回らないのではないかということです。

#### ■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

地域によって事情が違うので、その地域では例えば市町村が積極的にやっているとところもあり、商店街あるいは商工会がやったりですとか、なかなか地域でいろいろあるんだろうなとは思っています。

基本的に商業の活性化は商業をやっている方々が、商店街に人が来て商売繁盛して、プラス地域のコミュニティの活性化という部分もあるので、そういう福祉の面も含めて、ただ売るだけでなくいろいろなことをする。その中身によってどこが主体かは変わり得るものだと思います。

#### ■江頭部会長

そのとおりだと思います。いかがでしょうか。皆さんも地域・地元でこういうことを実際にやろうと思ったときに誰が中心になってやるのか想像がつくか、難しいところではありますね。大学もいろいろと地域に入って提案したり声をかけたりするのですが、いつもどこに声をかけていいのか悩む。10年くらいかけて入っているので多少はツボがわかってきた気もするんですけども。

そのほか何かありませんか。

#### ■久保委員

前回の部会で言いたかったことは、今後は、商店街の周りの人がもっと頑張って活性化を目指すという方向に向かうと思います。そういう大きな話はたぶん今後、本審議会でされると思いますので期待したいと思います。

やはり今、江頭先生がおっしゃったように、図の表現で横の流れが強調されすぎて、「単独事業で活性化に向う」という印象があり、違和感はありますけど、これはこれで納得いたします。

これに関連して、後学のために一つ質問させていただいてよろしいですか。前回もいろいろ各商店街で行われている事業の御説明をいただきましたが、外から、門外漢からみると、事業実施に至る過程が見えないですよね。言い方を変えると、予算配分の仕方がわかりません。例えば、この前、優良な例として、いろいろな商店街の取組が出ていましたけど、実態として、表面的な話は置いておいて、どういう過程でその商店街がこの事業をやることに至るんですか。手を挙げた商店街のみが事業化されるという、そういう単純な話ではないと思います。限られた予算がどうふうにかつうに個々の事業実施に至るのか、ここを考える上で、一つのヒントになるのかなと思いますので教えていただきたい。

#### ■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

この取組例の中で道が施策を打つのは、要は道として推していきたいということで施策を打つのです。今、空き店舗活用の事業をやっていますが、それについては予算が決まっています、概ね何件ぐらいしかできない中で、基本的には振興局、市町村を通して、ホームページなどで周知を図って、それに手を挙げたところから申請が上がってくる。空き店舗事業についてはその中身を審査して点数化して、件数が少ない場合でも審査をした上で、何でもかんでも早い者勝ちではなく、あくまでも申込み期限内に上がってきたものを審査した中で、補助金を出しています。

#### ■久保委員

実態として、事業ありきで重い腰を上げる商店街はないですか。言い方が悪いですけど、本当にやる気があって積極的な商店街に、それなりに予算が限定されながらも、予算がちゃんと付くってという仕組みは機能しているのですか。

#### ■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

先ほど申し上げたように、周知を図った中で期間内に申込みをして、どこの市町村も同じだと思うんですけど、そういう中で整理しているの、今言ったように例えば、逆にやりたくないところに無理してやってくださいという形ではないです。やはりやる気のあるところに施策を打っていかないと意味がないので、やる気があって、中身がそれに沿った形のものに支援をしていくという形です。

#### ■久保委員

例えば中活とは違うので、なかなか選択と集中を行うことは難しい分野ですよ。だからそこに根本的な難しさがあると思うんですけど。そのときに、本音としてそれなりに選択・集中に向けた意志が働く可能性があるのか、逆に公平性という力が働く可能性があるのか。それは商店街に向けてではなくて、行政レベルの話だったりすると思うのですが。

#### ■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

何回も同じことを言って恐縮ですが、基本的には期間内に事業の中身でこういう事業をやりたいというところが手を挙げるという形になっています。やりたい・前向きなところに実際に補助金が支援されていくということなので、例えばこの地域ないからここにとか、地域が偏ったとしても、やるところがそこに集中しただけなので、全道域でやらなきゃだめだとかそういうのは一切ないです。

#### ■久保委員

すみません、脱線しました。

#### ■江頭部会長

まあでも、こういう久保先生が言われることはもっともだと思います。

#### ■島口委員

擁護するわけではありませんが、基本的に昔の補助金政策って金額を見せて、何かやれよという形が多かったんですよ。それで結構成果が上がらないものが多かったんです。今の自治体が考える補助金というのは、この指止まれ方式でして、実際に具体的な事例を出してそれを認定しない限り補助金は出ないということなんです。ということはそこまでの活力と意欲がないと絶対に認定してくれない。これは札幌市も同じでして、大枠で決まっています何をやらたらいいかを具体的に審査をかけないと取れないということで、道も同じように動いているんですかね。決して大きな予算ではないというはあるんですけど、その辺は私ども商店街団体が一番困っているのが、元気のいいところだけが動く。それ以外の商店街の救済が逆に無くなってしまっているの、それをどう意識レベルを上げようかというのを連合会が一生懸命指導をして、「じゃあこれ使ってみませんか」というのが私たちの団体の役目だと思っています。そういうふうを考えれば行政がきちんと機能して

いて、なおかつ今の形の補助金の有効な使い方に対しては御支援いただいているのは間違いないということですが。

#### ■久保委員

何をやりたいかを提出するというのは、それは事業単位ですか。それとも、それなりに柔軟性をもったシナリオ、商店街をどうしたいかというシナリオ・ビジョンの中で、この事業でこういう有効性が考えられるからこれをやるという上位のシナリオを求めているのですか。

#### ■島口委員

行政さんの申請書の中には、基本的にそういう理念というものをきちんとある程度表現する必要がありますので、そういう意味ではちゃんとしたものかなと。ただやっぱり小さい商店街では基本的にはそこまでなかなかいけないところもあり、温度差があります。逆にそれを経験させないと次の一手に進めないという意味では、補助金の意味合いから言うとそういうものを一つ加味する必要があります。そういうところでは、両面は確かに持っているということではあります。ただ、基本的にはそういうことがない限りは、補助金っていうのは基本的に出ないものですから、そういう意味では意識改革は商店街は持ち始めているというか、そういう指導をさせていただいているということですが。

#### ■久保委員

理解しました。もう1点、この展開方策の3番（地域コミュニティの活性化）について、本心では負担が重いと思っているんじゃないでしょうか。こんなことまで商店街に背負わせるのかという本音はないでしょうか。

#### ■島口委員

そうですね、この商店街の意味合いっていうのは今、変わりましてですね、地域と共にあるべきだという意識をきちんと持とうということ、私たちは指導しております。地域連携をきちんと持ってその中で商店街としての役割をきちんとやろうっていうことを全面に、要は生き残るべき策はやっぱり商店街は地域と共に生きなきゃいけないと思っているので、そういう意味ではこういうことを今、一生懸命やっているということですね。市内でも、景観を守ったりとかですね。一番、私どもがショックを受けたのが、本州で、商店街が無くなった地域が荒廃して、犯罪・落書きなどすごい状態になったという事例をみて、地域のために私たちは一緒に生きていかなければならないのだと。逆に地域の皆さんも商店街を使ってくれないとこうなるんだと理解しようということですね。押し付けでやっているというよりも、逆にここを目指して一緒にやろうとしているというのが今の状況です。

#### ■久保委員

長野県の飯田市で、しばらく継続して調査したところがありまして、そこで「商売人は商業をしてくれ。まちを盛り上げるのはその周りの人間だ」ということを彼らが盛んに言っていました。確かにそのとおりのことをやっていて、実はそこが商業者の本音としてあるんじゃないかという気がしています。富良野の例はどうかというと、一部で商業者も絡んでいますけど、やはり商店街以外の方が一生懸命頑張っています。その辺に何か今後の方向性が見えるのではないかという気がしています。

#### ■島口委員

おっしゃるとおりで、実は私たちは何をしているのかというと、連合会組織が地元で指導しているのは、地域の町内会・商店街のほかのファクターを探してくれと言っています。そこには例えば江頭さんがやっているような形で一緒に入ってもらって、担い手として地域を守る人をどう発掘するかということを一生涯懸命やっています、今まで高齢者がやれなかったことを今やろうとしているところまで、そこでうまくいくことも結構あるんですね。ということは逆に言うと商店街があまり手を加えなくても良くなる地域も現状であるんです。

そういう意味では組織構造を直すためのカンフル剤として商店街がどう思うかということ、今、若い子たちに勉強させ、かつそれを取り組もうとしているところを現状でやっている。でこぼこはたくさんありますけども、だからそういう意味では札幌を含めて若者が頑張っているような商店街は現状であります。石山商店街さんなんかそうですけども、加盟組合員がもうすぐ100になる、今まで50だったのに、100に近づいている。そういう商店街もありますので、決して全部が全滅しているようなそういう話ではないということです。すみません、話が違ってしまいました。

## ■江頭部会長

具体的な事例がたくさん聞けるのはいいと思います。また私からの話ですみませんが、小樽でも先週の土日にアニメをテーマにしたイベントがありまして、これは商店街組合の連合会から補助金をいただいて4年前にスタートしたイベントです。私は最初から見ているんですけども、最初入ったときは、商店街の代表の方がコンサルに丸投げする気満々で、そんなことじゃだめだとかかなり説教して、結局1年目は大学も相当協力したんですけど、ほぼボロボロだったイベントなんです。それが4年続けてやっているうちに、やっぱり経験を積んできて要領も良くなりましたし、意識が全然変わってきている。商店街の青年部の人たちがやっているんですけど、彼ら自身がものすごく成長されているのがよくわかって、今年はかなりいいイベントになっていましたね。

今年までが補助金で、来年からどうするんだという話はもちろんあるんですけども、逆に言うところのイベントがなくなっても、ここで衰退するまちっていうのは、人と人のネットワークがどんどん切れていくっていうのが問題で、昔、中心になってた人がいなくなったりとか、みんなが集っていたお店が無くなったりとかでそのネットワークが切れちゃうっていうのが一番大きくて、昔、普通にできていたことができなくなるっていうのが問題なんです。

このような補助金が入ってイベントをやることでそのネットワークを再生している面があって、それでもって人材育成あるいは人材教育がうまく進んでいる例というのもあります。私は、昔は補助金を投入して商店街でイベントをやることに非常に否定的だったのですが、最近プロセスを見ることで、ダメだった兄ちゃんが成長したりですとか、今回、事例としてよく見えたなという気がしています。

あと商店街に関して言えば、やっぱり商店街の人たちがきちんと自分たちの商売を基本としてちゃんとやらなければいけないんだという方、特に上の世代、60代、70代で働いている方は、はっきり言われています。若手に対して本業以外のことをやって商売をないがしろにするなど、止める方もよく見られます。他方で、私が個人的にあんかけ焼きそばの団体をやっていることもありますが、例えば、まちの中華食堂の人があんかけ焼きそばだったりご当地グルメの活動をする、「お前らの商売でお金儲けしたいからやってるんだろ」という話になってしまうので、外の間人がやった方がうまくいくことがある。「あんかけ焼きそば親衛隊」というグループがあるんですけど、代表はタクシー会社の社長さんですし、市役所の職員も郵便局員もいますし、大学の私みたいな教員もいますけれども、全然関係ない、利害の関係ない人がサポートに入った方がうまくいく事例というのはたくさんあります。要するにそこはバランスの問題であって、商店街の人たちもまちのことを考えないで、ここに書かれている機能を無視してまちの中で役割を認めてもらおうっていうのは難しくなっているところがありますし、他方で周りの人間も商店街、私は商店街はまちのコモンズ＝里山とよく言うんですけど、その機能をちゃんと認めた上でそれをどうやって活かしていくかということは、それは相互にコミュニケーションを取りながら考えなくてはいけないというのは明らかだと思います。島口委員が言いましたけど、商店街がなくなったことによるコストっていうのは単に犯罪だけではなくて、社会福祉・社会保障だとか、教育など目に見えないコストがものすごくかかってくる。これはもう少しいろいろな人たちに知られてもいい事実だと思っています。

そこら辺の部分があって、補助金の効果は短期間で見ないで、細かい現場のネットワークみたいなもの、再生みたいなものをよく観察するっていうのは一つのポイントになるんじゃないかと思えます。その意味でも、行政の方でもこれを作って方針を出して、出しっ放しじゃなくて、やっぱりプロセスであったりネットワークが形成されているかということを見るというのは非常に重要なことじゃないかと思えます。

## ■酒本委員

第16条のところ、推進体制の整備っていうのがありますが、ここに書かれている展開方策は、これはやっぱりイメージ的というか、回していくための推進体制が非常に大事じゃないかと。先ほど久保委員がおっしゃっていたように「どうやって事業を引っ張っていくの」と。地方の商店街はまだまだ理解されていない部分もありますし、せっかく良い国の事業・道の事業があってもなかなか自分たちだけではできない。じゃあ誰が支援してあげるのか？そのためには、こういう事業をすることで自分たちの商店街がさらに良くなるんだという気づきを、誰が最初に球を投げるのかというところを含め、推進体制の部分を考えていただければいいなと思います。

それから、今、商店街というのは、お手伝いしていると、ここに3つ書かれていますけれども、これが複合的に絡んでいるわけなので、これを誰がコーディネートして整備してあげるのか、自分たちだけでは当然できないので、外部の視点も必要ですし、専門家も必要なので、そういう体制も含めてできれば今後考えていただければと思います。

そして同時に、前回も申し上げましたけどPDCAサイクルを誰が回すのっていう、非常に気になるところで、この辺のチェックを含め、ここには関係ないかもしれませんが、推進体制が非常に大事じゃないかと。

もっと言うと、第13条の調査研究でモデル的に進む商店街なり商店の事例を作り出して、これを第15条の優良事例の公表として、というサイクルで回されると思うのですが、それを推進していく第16条の体制をどう創りあげていくかが非常に大事ななと思います。

## ■江頭部会長

そうですね、推進体制の整備は私も非常に引っかかってくる場所ですね。これはやっぱり究極に言うと一番難しいんじゃないかと。地方の抱える問題がここに一番収束してきます。本当は行政が旗を振ってくれるのが一番いいんですけど、少なくとも場を提供するのが重要だと思います。

## ■北海道経済産業局・佐藤課長

今いろいろおっしゃられている体制の部分で、役割の中に自治体とか行政っていうのは出てこないんですけど、それはどういうふうを受け取ったらいいんでしょうか。ここにあるのは事業者とか団体とか、あとは道ですけど。自治体の役割って、元々の方策でもそういった触れ方をしてなかったんですけど。

## ■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

役割としては、条例では市町村や国というのは入っていないんです。ただ、道の責務の中に、「道は施策を実施するに当たっては国、市町村及び地域関係者と緊密な関係を図らなければならない」ということになっているので、道の責務として、国や市町村と連携を図って施策を推進する。それと、事業者の責務の中に、「事業者は基本理念にのっとり、道又は市町村が実施する地域商業の活性化に関する施策及び商工関係団体が行う地域商業の活性化の取組に協力するものとする」とあります。ですから事業者の役割の中の、「道又は市町村の施策や商工関係団体の取組への協力」ということで、市町村の施策には事業者も、という形ではあるんですけど。

## ■北海道経済産業局・佐藤課長

国の関係はここに出るのは変かと思うので、まちづくりとか全体の中で市町村というのがあるかなと思ったんですけど、そこは個別に出さないで全般的な施策という考え方ですね。

## ■江頭部会長

この16条の部分の話は、何かもう少し具体的に書く方法はないですかね。道の役割とか推進体制の整備みたいなところで、難しいかな。

## ■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

庁内体制はもちろん整備していますけど、道の施策を総合的に推進するための体制なので。それぞれの施策によってまた体制も変わってくるのかなと。

■江頭部会長

ここに書くのは難しいですかね。結構キーになると思うのですが。ほかに何かありますでしょうか。

■久保委員

推進体制の整備は本当に大事だと思います。本審議会に期待したいですけど。この資料で展開方策という言葉が使われていまして、そのとおりだと思うんですけど、今後の期待としては、展開方策が一つの事業の展開の仕方じゃなくて、複数事業をどう展開していくかという話だと思うんですね。それをどう進めていくかっていう中でどうしても推進体制の整備は避けて通れない問題としてあると思います。これについては大きな根本的な議論になるので、今後に期待させていただきたい。

■江頭部会長

審議会に返すときに、そういうことを考えてもらうようにしたいと思います。

ほかに何か御意見ありますか。具体的にこういうことをやったらいいのではといったことでも構いませんが。ございませんか。それでは、今回頂きました方策に対する意見を今後また反映させていただきたいと思います。事務局の方で整理し、各委員に確認していただくこととします。よろしいでしょうか。

最後に「その他」となっていますが、何か御発言ある方はいらっしゃいますか。

なければ、事務局から何かありますか。

■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

今後のスケジュールになりますが、今日頂いた皆様からの御意見を踏まえて、指針と商業活性化方策を修正し、また委員の皆様にご確認いただいた後にパブリックコメントを住民・道民・市町村に実施いたします。その意見を踏まえた改正案を作った後に、皆様方にもまたお集まりいただいて会議の場で議論していただきたいと思います。日程が近くなりましたら御連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

■江頭部会長

全体を通じて、何か御質問や御意見はありませんか。なければ、この辺りで議事を終了したいと思います。事務局に進行をお返しします。

■経済部 尾形地域経済局長

江頭部会長には長時間にわたって円滑に議事を進行いただきまして、ありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましても、大変熱心に御議論いただきまして、私どもとしても非常に参考になりましたし、今後、いろいろ検討していかなければならないと考えております。

ただいまスケジュールについて御説明しましたように、所定の手続きを踏んだ上でまた皆様方にお集まりいただいて御審議をお願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、北海道商工業振興審議会第2回商業活性化部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上